

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月27日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	長野県
3. 市区町村名	東御市
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	37-1-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.tomi.nagano.jp/category/1922/131337.html

執行機関名 東御市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務(負担金に係る事務)以外の事務であって、地方公共団体においてこれと同様に個人番号を利用する事務(補助金に係る事務)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの	学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対する奨励費(以下「就学奨励費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	26	
③番号法別表第2の項	37	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		東御市個人番号の利用等に関する条例(平成27年条例第30号)別表第1 第6の項 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対する奨励費(以下「就学奨励費」という。)の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和29年法律第144号)第1条	東御市就学援助費及び就学奨励費給付要綱(平成16年教育委員会告示第1号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、教育の機会均等の趣旨に則り、かつ、特別支援学校への就学の特殊事情にかんがみ、国及び地方公共団体が特別支援学校に就学する児童又は生徒について行う <u>必要な援助</u> を規定し、もって特別支援学校における <u>教育の普及奨励</u> を図ることを目的とする。	第1条 この告示は、教育基本法(平成18年法律第120号)第4条第2項並びに学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条の規定により、経済的理由によって就学困難と認められる児童及び生徒並びに市立の小学校若しくは中学校に就学する学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童若しくは生徒の保護者又は、特別支援学級に就学する児童若しくは生徒の保護者に対し、予算の範囲内で就学に必要な援助を行い、義務教育の振興に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		東御市就学援助費及び就学奨励費給付要綱(平成16年教育委員会告示第1号)